

平成 27 年 9 月 1 日

税理士 松丸会計事務所

\* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

## 確定拠出年金（個人型年金）

公的年金を補完する 3 階部分

確定拠出年金とは、自営業者の方や、厚生年金基金等の企業年金や確定拠出年金（企業型年金）のない企業に勤めている従業員が、毎月一定の掛金を支払って老後に備える年金制度です。

運用商品は自らの判断で選択して、運用の成果次第で将来受け取る年金額が変わります。

給付がはじまるまで、原則、年金資産を途中で引き出すことはできません。

※資産額が少額で個人年金への移換手続きをせずに脱退一時金を受給できる方を除きます。

### （1）税制上の優遇があります。

#### ① 拠出時

拠出した掛金は全額所得控除の対象となります。

#### ② 運用時

利子や配当等の運用益に対する源泉分離課税はなく、受取時に一括して課税されるのみです。積み立てた年金資産に対する特別法人税等は現在課税が凍結されています。

#### ③ 給付時

年金として受け取る場合は公的年金等控除が、一時金で受け取る場合は退職所得控除が適用され、受取額への課税は抑えられます。

### （2）資産の持ち運びができます

確定拠出年金は、離・退職した場合でも、自分の年金資産を転職先等に持ち運び可能な制度です。

### （3）加入できる対象者

確定拠出年金に加入できる方は 60 歳未満の方で次のいずれかに該当する方です。

#### ① 自営業者とその家族、学生等の国民年金の第一号被保険者

#### ② 厚生年金保険の被保険者（ただし、お勤め先の企業に厚生年金基金、確定給付企業年金等の企業年金制度がなく、かつ確定拠出年金（企業型年金）が導入されていない場合に限り）

公務員の方、被扶養配偶者の方、企業年金制度のある企業にお勤めの方、国民年金の保険料を免除されている方等は加入することはできません。